

相続登記手続きのご案内

 相続・遺言手続きセンター®

中央駅一番街司法書士事務所

1 お手続きの流れ

① 戸籍等の収集（2～4週間程度）



② 相続人確定



③ 遺産分割協議 及び 遺産分割協議書の作成



④ 法務局へ登記申請（2～3週間程度）



⑤ 手続き完了


※ あくまで標準的な期間であり、案件によっては期間に変動が生じます。

2 必要書類等

- 被相続人の出生から死亡までの戸(除)籍謄本一式
- 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- 相続人の現在の戸籍謄本
- 不動産を取得する方の住民票又は戸籍の附票

 ここまでの書類は、弊社で取得する事ができます。

- 遺産分割協議書

 弊社で作成することができます。

- 相続人の皆さまの印鑑証明書

3 費用

戸籍収集の実費

(1通あたり 450円~750円)

法務局へ申請時に収める印紙代

※ 住所地をお伺い次第お調べ致します

司法書士の報酬

※ 詳しくは御見積書をご覧ください。

4 私たちがお手伝いできるサービス

1 戸籍等の収集

2 遺産分割協議書の作成

3 相続人の方々へのご連絡

4 登記申請の代理

※ご不明な点はお気軽にお尋ねください。